

アメリカにおける多文化的歴史教育の理論的・実践的研究  
-「多様性」と「公共性」を視点として-

Multicultural History Education in United States : Through “diversity” and “publicness”

プロジェクト代表者：桐谷 正信（教育学部・准教授）

MASANOBU KIRITANI (Faculty of Education Associate Professor)

## 1. はじめに

本研究は、国内の多文化化・価値の多様化の進展に伴う教育の課題に応えるために、多文化主義（Multiculturalism）を前提とする歴史教育のあり方を考える基礎的研究である。国内の多文化化の進展に伴い、当然教育のあらゆる側面において文化や価値の「多様性」を尊重することが要求されることとなる。特に文化的マイノリティ集団の文化・価値を教育内容に適切に位置づけ、教育内容全体を組み替えることが必要となる。多文化教育のあり方について考究する際には、現代的課題と捉えられがちであるが、多文化的状況の歴史的形成過程こそが中心的課題となる。それゆえ、多文化教育の先進国であるアメリカにおける多文化的歴史教育論と「多様性」・「公共性」の両者に尊重した教育実践（カリキュラムや教科書等の教材を含む）の検討を通して、日本における多文化共生社会の教育のあり方について考察を行った。具体的には、アメリカ合衆国の歴史教育において研究・実践が進められている「多文化的歴史教育（Multicultural History Education）」を思考モデルとし、多様な民族・文化に公正に配慮した歴史教育の内容構成の理論的枠組みを考える視点を提出することを目的とした。

## 2. 研究の成果

本年度は、資料の収集・分析及び検討を行った。具体的には、主に以下の二点について研究活動を行った。

- (1) アメリカで開発・実践されている「多文化的歴史教育」カリキュラムの収集・分析を行った。具体的には、アメリカ・カリフォルニア州 UCLA に設置されている全米学校歴史センター(National Center for History in the Schools)に赴き、合衆国史ナショナル・スタンダード開発担当者への意見聴取を行った。
- (2) 全米学校歴史センターにおいてナショナル・スタンダードに基づいて開発された具体的な歴史教材を収集し、分析した。

1980年代後半以降、ブルーム（Bloom, A.）やハーシュ（Hirsch, E. D.）, シュレジンガー Jr. (Schlesinger, Jr., A. M.) らによって多文化主義・教育の隆盛に対する批判が相次いでなされ始め、多文化主義者らとの間に激しい論争が展開された。この論争は多様であるアメリカを統一するための核を何にするかという問いへの答えを模索する論争であった。同時期にアメリカの国家的規模での初等・中等教育改革の一環として一貫性をもって開発された合衆国史ナショナル・スタンダードは、これまでの州単位の地方分権制から連邦政府主導の統一的なカリキュラム開発へとその基本原理を転換するものであった。「多様なアメリカ」としての「統一性」を保持するために、国家レベルの公的カリキュラムの開発を求めたのである。

全米学校歴史センターがカリフォルニア州立大学ロサンゼルス校内に同校歴史学教授のナッシュ(Nash, Gary B.)とクラブツリー(Crabtree, C.)を中心として発足し、1992年より合衆国史ナショナル・スタンダードの開発が開始された。このプロジェクトは、「2000年の目標：アメリカ教育法（Public Law 103-227, Goals 2000: Educated American Act, 1994）の制定により法制的に正当性を確保した。歴史系では、1994年に「K-第4学年用歴史ナショナル・スタンダード」<sup>i</sup>、「合衆国史ナショナル・スタンダード（「1994年版スタンダード」）」<sup>ii</sup>が開発された。1996年には改訂版である「歴史ナショナル・スタンダード（「1996年版スタンダード」）」<sup>iii</sup>が開発された。

両スタンダードにおいて、生徒が学習すべき「歴史的知識(Historical Understanding)」は、人間の活動の様々な領域が対象とされている。注目すべきは、スタンダードの内容とされる5領域すべてが、「新しい社会史」において統合されている点である。これは、両スタンダードの基本的方向性として、合衆国史を近代の「国民国家」の発展・成立史としてのみ捉えておらず、アメリカ合衆国という一つの「社会」の発展・成立史として描き出そうとしているからである。具体的には、「経済的・宗教的・文化的・政治的変化が社会生活にどのような影響を及ぼすかを考察する」構成が繰り返しとられている。「経済的・宗教的・文化的・政治的変化」が「社会生活」という「場」に対する影響とその結果として生じる「日常性」の変化を探求することが求められている。この内容構成の原理は、両スタンダードとも共通している。両スタンダードの内容構成論の中心として「社会的結合の次元と政治支配の次元との関連を問う」視点をもった「新しい社会史」が位置づけられており、内容個構成原理として社会史アプローチがとられている。

1980年代には「新しい社会史」によって歴史内容における「多様性」が拡大されてきたが、この「合衆国史スタンダード」の開発では、「社会的結合の次元と政治支配の次元との関連を問う」視点をもった「新しい社会史」がその内容構成原理となっており、「多様性」と同時に「公共性」への尊重がはかられている。このナショナル・スタンダードの開発以降、各州においてもスタンダードの開発が行われ、現在ではアメリカのほぼ全州がスタンダードを開発している。各州の合衆国史に関するスタンダードの基準となったのが、ナショナル・スタンダードであり、それゆえに、程度の差はあるにせよ、全米各州で「新しい社会史」に基づく「多様性」と「公共性」に配慮した合衆国史教育が展開されているといえる。

---

<sup>i</sup> National Center for History in the Schools ed., 1994, *National Standards for History for Grades K-4, Expanding Children's World in Time and Space, Expanded Edition.*

<sup>ii</sup> National Center for History in the Schools ed., 1994, *National Standards for United States History, Exploring The American Experience, Grades 5-12 Expanded Edition.*

<sup>iii</sup> National Center for History in the Schools ed., 1996. *National Standards for History, Basic Edition.*